

大口町告示第19号

大口町木造住宅耐震診断事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町木造住宅耐震診断事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成15年大口町告示第65号）の一部を次のように改正する。

第3条中「満たす建築物」を「満たすもの」に改める。

第5条ただし書きを削る。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

大口町木造住宅耐震診断事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(対象建築物)</p> <p>第3条 耐震診断員派遣事業の対象となる建築物は、次の各号に掲げるすべての条件を<u>満たすもの</u>とする。この場合において、当該建築物が貸家であるときは、木造住宅耐震診断を受けることにつき居住者の同意が得られているものに限るものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(申請資格)</p> <p>第5条 この事業による木造住宅耐震診断を受けるためには、第2条第1号に規定する旧基準木造住宅に該当し、かつ、同条第6号に該当する申請者による申請でなければならない。</p>	<p>(対象建築物)</p> <p>第3条 耐震診断員派遣事業の対象となる建築物は、次の各号に掲げるすべての条件を<u>満たす建築物</u>とする。この場合において、当該建築物が貸家であるときは、木造住宅耐震診断を受けることにつき居住者の同意が得られているものに限るものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(申請資格)</p> <p>第5条 この事業による木造住宅耐震診断を受けるためには、第2条第1号に規定する旧基準木造住宅に該当し、かつ、同条第6号に該当する申請者による申請でなければならない。<u>ただし、町民税等の滞納がある者を除く。</u></p>